

投資信託累積投資約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様とむさし証券株式会社（以下「当社」といいます。）との投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の定時定額買付サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取決めです。当社は、この約款に従って、次条以下に定めるとおり、お客様からお預りした金銭によって定期かつ継続的に投資信託を買い付けること等を内容とする本サービスを提供し、お客様は、本サービスの内容をご理解・ご承諾の上、お客様の判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

(投資信託の選定)

第2条 本サービスにおいて、お客様が買付できる投資信託は、当社が選定する投資信託（以下「選定投資信託」といいます。）とします。

2 お客様は、選定投資信託の中から1以上の投資信託を指定するものとします（以下、お客様が指定し、買付を行う投資信託を「指定投資信託」といいます。）。

(申込方法)

第3条 本サービスの申込者は、次のすべてを満たしたお客様に限らせていただきます。

- ① あらかじめ、又は同時に当社の総合取引口座を開設していること
- ② あらかじめ、当社と累積投資取引約款に従った契約を締結していること
- 2 お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ、印鑑照合制度による登録印鑑と同一の印鑑を押捺し、これを当社の本店・支店及び営業所に提出することによって本サービスを申込みものとし、当社が承諾した場合に限り、この約款に従った本サービスの利用を開始することができます。
- 3 当社は、この約款及び累積投資取引約款に基づき、投資信託累積投資契約（以下「本契約」といいます。）をお客様と締結いたします。本契約が締結されたとき、当社はただちにお客様の投資信託累積投資取引口座を設けます。
- 4 本契約を締結したお客様は、指定投資信託、指定投資信託の買付に必要な金銭（以下「払込金」といいます。）の払込方法及び指定投資信託ごとの払込金の額（購入申込金額）を指定するものとします。

(金銭の払込)

第4条 お客様は、次条に定める指定日までに、払込金（複数の指定投資信託の買付を指定している場合には、その合計額）をお客様の指定預金口座からの自動引落により払込む方法により、お客様の投資信託累積投資取引口座に払込むものとします。

- 2 1指定投資信託当たりの払込金の額は、1万円以上で1千円の整数倍の金額とします。
- 3 前項にかかわらず、1指定投資信託当たりの払込金の額は、年2回以内でお客様が指定する月において、前項の払込金の額より1千円単位で増額することができます。

(指定投資信託の買付)

第5条 当社は、提出された申込書及び指定投資信託の目論見書記載のところに従い、毎月当社が定める日（以下「指定日」といいます。）に、お客様からの払込金から購入時手数料を差し引いた残額をお客様が指定する金額（以下「指定金額」といいます。）とし、指定金額の指定投資信託の買付を行います。

2 毎月の指定日が次のいずれかに該当する場合は、翌営業日以降、当社営業日において最初に買付可能となる日に買付を行うこととします。

- ① 当社休業日
- ② 指定投資信託の目論見書記載の申込不可日

3 当社は、前二項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当した場合は、当該指定日にはお客様の買付注文がなかったものとし、本サービスによる買付は行わないこととします。

- ① 当社の定める時限までにお客様からの払込金が購入申込金額（複数の指定投資信託の買付を指定している場合には、その合計額）に達せず、残高不足の場合
- ② 非課税口座（NISA 口座）に設けられた特定累積投資勘定（つみたて投資枠）における買付（但し、第 7 条に定める果実の再投資による買付を除きます。）の場合であって、買付金額が、当該買付時点におけるお客様の特定累積投資勘定（つみたて投資枠）及び特定非課税管理勘定（成長投資枠）の非課税買付可能額を超えるとき
- ③ 残高不足等を原因として第 4 条に定める払込金の自動引落が 3 回連続して行われなかった場合
- ④ お客様が本契約を解約された場合
- ⑤ その他当社が必要と認める場合

4 お客様は、当社所定の手続きによって当社に申出ることにより、いつでも指定投資信託及び購入申込金額の変更、払込みの休止及び再開をすることができます。

（振替決済）

第 6 条 本サービスにより買付けられた指定投資信託は全て、別に定める投資信託受益権振替決済口座管理約款に基づき、口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において管理いたします。

（果実等の再投資）

第 7 条 指定投資信託の果実の再投資については、当社がお客様に代わって受領のうえ、これをお客様の投資信託累積投資取引口座に繰入れてお預りし、その全額をもって累積投資取引約款及び各指定投資信託の目論見書記載のところに従い、買付を行います。

（返還）

第 8 条 当社は、本サービスにより買付けられた指定投資信託について、お客様からその返還を請求されたときに目論見書の記載するところに従って返還します。ただし、この場合所定の手数料を申受けます。

（取引及び残高の通知）

第 9 条 当社は、本サービスによる取引明細及び残高明細については、原則として、3 ヶ月に 1 回以上「取引残高報告書」に記載してお客様に通知します。ただし、お取引がない場合は 1 年に 1 回以上、お客様に通知します。

（解約）

第 10 条 本サービスは、次のいずれかに該当した場合は、解約されるものとします。

- ① お客様から本サービスの解約の申出があった場合
- ② お客様が当社の総合取引口座を解約された場合

- ③ 累積投資取引約款に定める解約事由が発生した場合
 - ④ 当社が、本サービスを行うことができなくなった場合
 - ⑤ お客様が第 12 条第 4 項に基づく本約款の変更に同意されない場合
 - ⑥ その他当社が必要と認める場合
- 2 当社は、選定投資信託が償還されることになった場合又は償還された場合その他当社が必要と認める場合、当該投資信託を選定投資信託から除外することができるものとします。この場合、本サービスは、当該投資信託については解約されるものとします。

(申込事項等の変更)

- 第 11 条 改名、転居及び登録印の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は当社所定の手続きによって遅滞なく当社に届出いただきます。
- 2 前項のお届出があったとき、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

(その他)

- 第 12 条 当社は、この約款に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- 2 当社は、天災地変その他不可抗力により、この約款に基づく投資信託の買付又は投資信託もしくは分配金の返還が遅延した場合に生じた損害については、その責を負いません。
- 3 この約款に別段の定めがないときには、証券総合口座取引約款、保護預り約款、累積投資取引約款、その他当社の約款・規程の定めによるものとします。
- 4 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

附 則

この約款は、2024 年 5 月 13 日より適用させていただきます。

以 上